附　則

（施行期日）

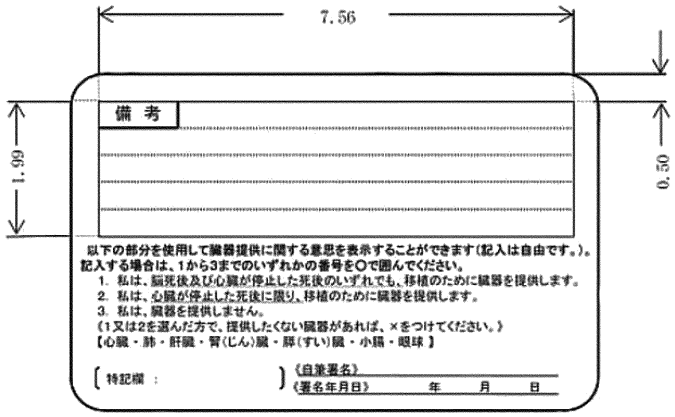
1　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十四の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（裏）



備考　1　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

2　免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載すること。

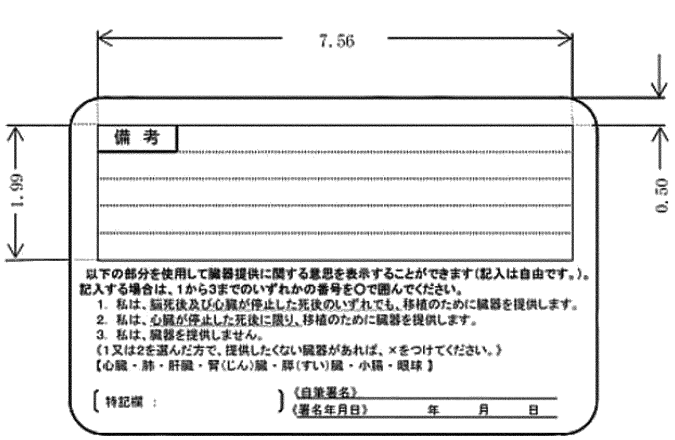
3　種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

4　表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の２第１項の表の備考一の２に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。

5　備考欄には、法第93条第２項に規定する事項、法第94条第１項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

6　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（裏）



備考　1　表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。［加える。］

2　種類欄には、現に受けている免許及び受けることとなる免許の種類を表す略号を、上欄左端から数えて、大型免許については１番目の項に、中型免許については２番目の項に、準中型免許については３番目の項に、普通免許については４番目の項に、大型特殊免許については５番目の項に、大型二輪免許については６番目の項に、普通二輪免許については７番目の項に、下欄左端から数えて、小型特殊免許については１番目の項に、原付免許については２番目の項に、大型第二種免許については３番目の項に、中型第二種免許については４番目の項に、普通第二種免許については５番目の項に、大型特殊第二種免許については６番目の項に、牽引免許又は牽引第二種免許については７番目の項に、それぞれ記載すること。

3　表側の余白の部分には、免許を受けた者が法第92条の２第１項の表の備考一の２に規定する優良運転者である場合にあつては、その旨を記載すること。

4　備考欄には、法第93条第２項に規定する事項、法第94条第１項の規定による免許証の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

5　図示の長さの単位は、センチメートルとする。